令和２年６月
大津市教育委員会

市立学校園における気象警報発表時ならびに災害発生時の臨時休業等の判断基準（改訂版）

Ⅰ　気象（暴風を含む警報、特別警報）

１　当日の**午前７時**の時点で、県内に**暴風を含む警報**が発表されている場合は、その日は臨時休業とする。

１の２　当日の**午前７時**の時点で、大津市北部又は大津市南部に**特別警報**が発表されている場合は、当該地域についてはその日は臨時休業とする。

１の３　当日の午前７時以降で幼稚園・学校の登園･登校中又は登園･登校後に確実に**暴風を含む警報**又は当該地域に**特別警報**の発表が見込めるときは、その日は学校長の判断で臨時休業とすることができる。

２　当日の**午前７時を基準とする前後の時間帯**に、当該園･当該校の所在する地域に前項に規定する警報は発表されていない状態で、以下のいずれかの状況が発生している場合は、地域の実情に合わせて各園長・学校長が判断し、必要に応じ臨時休業又は始業時刻の繰り下げの措置を行う。

○**大雨警報、洪水警報、大雪警報**のいずれかが発表されている。
○**土砂災害警戒情報**が発表されている。
○**避難情報**が発表され、当該園･当該校に避難所が開設されている（複数の発表等を含む）。
○当該校の児童生徒の登校に影響する範囲の**公共交通機関**（ＪＲ西日本、京阪電車等）**が運転を見合わせ**ている。

Ⅱ　地震

１　**前日の幼児児童生徒の降園・下校完了時刻から当日の午前７時までの間（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）**の地震の発生により、大津市において**震度５弱以上**を観測した場合は、その日は臨時休業とする。ただし、当日の登園・登校や園・学校での活動の安全が確保できる場合は、地域の実情に合わせて各園長・学校長が判断し、平常どおりの保育･授業を行うことができるものとする。

Ⅲ　武力攻撃事態等

１　**前日の幼児児童生徒の降園・下校完了時刻から当日の午前７時までの間（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）**に、大津市国民保護計画による**武力攻撃事態等による警報**の伝達が、大津市から市民に対してあった場合は、その日は臨時休業とする。ただし、当

日の登園・登校や園･学校での活動の安全が確保できる場合は、地域の実情に合わせて各園長･学校長が判断し、平常どおりの保育・授業を行うことができるものとする。

Ⅳ　登園･登校中における非常変災･危機等発生時

１　幼児児童生徒の**登園・登校中**に、上記Ⅰ－２、Ⅱ－１、Ⅲ－１のいずれかの事態が生じた場合は、予め各園・学校で策定する防災マニュアル又は危機管理マニュアルの定めるところによるものとする。

２　幼児児童生徒の**登園・登校後**に、上記Ⅰ-1 に定める警報が発表された場合又はⅠ－２、Ⅱ－１、Ⅲ－１のいずれかの事態が生じた場合は、予め各園・学校で策定する防災マニュアル又は危機管理マニュアルの定めるところによるものとする。

３　幼児児童生徒の**降園・下校中**に、上記Ⅰ-1 に定める警報が発表された場合又はⅠ－２、Ⅱ－１、Ⅲ－１のいずれかの事態が生じた場合は、予め各園・学校で策定する防災マニュアル又は危機管理マニュアルの定めるところによるものとする。

Ⅴ　熱中症

１　「**暑さ指数**」が**３１度以上**の場合は、空調設備のある場所で活動する。

２　**空調設備がない場所において、「暑さ指数」が２８度以上３１度未満**の場合は、健康観察やこまめな水分補給を行い、激しい運動や体温が上昇しやすい活動は避ける。

３　前２項を含み、学校生活や部活動等の熱中症対策については、「新型コロナウイルス感染症対策をふまえた熱中症対策について」（別紙）によるものとする。

４　前３項を含み、大津市中学校総合体育大会における熱中症予防については、大会基準によるものとする。また、県以上の大会における熱中症対策については、それぞれの大会基準によるものとするが、必要に応じて市から申入れをする。

※　「暑さ指数」については、環境省が発表する予測値や測定値を参考にしながら、暑さ指数計による実測値で判断するものとする。